

2023  
年度版

# 税金読本

投資家のための



## 新旧NISAを横断解説

- ・相続税制、贈与税制の見直し
- ・極めて高い水準の所得に対する追加課税制度(ミニマムタックス)
- ・株式、公社債、投資信託、先物・オプション取引などの税金 など
- ・税制や相続、贈与について“学べる1冊”

編著：大和総研

監修：税理士法人柴原事務所

日本法令®

この文書は『2023 年度版 投資家のための税金読本』から一部抜粋したものです。

より詳しい内容を知りたい方は以下のリンクからお求めいただけます。

『2023 年度版 投資家のための税金読本』

定価：1,600 円（税別）

著者：大和総研

発行：2023 年 7 月 20 日 368P

発行所：日本法令

<https://www.amazon.co.jp/dp/4539746944>

# NISAの改正概要と全体像 (現行NISAと新しいNISA)

NISAは、家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることを目的に2014年に創設された少額投資非課税制度です。金融機関にNISA専用の口座を設け、その口座内で取得した上場株式や公募株式投資信託などの配当・分配金、譲渡益が非課税となります。

政府は、2023年度税制改正にて、中間層の安定的な資産形成を実現するためにNISAの抜本的拡充を行い、2024年投資分から「新しいNISA」に移行することとなりました。「新しいNISA」の主な改正点は、①制度実施期間・非課税保有期間の無期限化、②年間投資限度額の拡大と一般・つみたての併用、③生涯保有限度額の設定、④投資対象の制限の4点です。

## ▶▶ 制度実施期間・非課税保有期間の無期限化

2023年度税制改正前までは一般NISAは2023年まで、つみたてNISAでは2042年まで実施予定（投資可能）で、一度購入した商品を非課税で保有できる期間も、一般NISAでは5年、つみたてNISAでは20年と有限となっていました。

2023年度税制改正後は、法律上のNISAの制度実施期間の定めがなくなりました。また、2024年投資分からの「新しいNISA」においては、非課税保有期間も無期限となりました。非課税保有期間が無期限化するため、「新しいNISA」にはロールオーバーという制度はありません。

## ▶▶ 年間投資限度額の拡大と一般・つみたての併用

2023年投資分までの現行NISAは、年間投資限度額120万円の一般NISAか、年

間投資限度額40万円のつみたてNISAのいずれかの選択制です。

これに対し、2024年投資分からの「新しいNISA」では、一般NISAを踏襲する「成長投資枠」と、つみたてNISAの機能を持つ「つみたて投資枠」の2本建てとなり、年間投資限度額は、成長投資枠が240万円、つみたて投資枠が120万円となります。成長投資枠とつみたて投資枠は併用可能で、合計で年360万円まで投資可能となります。

## ▶▶ 生涯保有限度額の設定

2024年投資分からの「新しいNISA」では、非課税保有期間の無期限化を受け、累計投資額が青天井となり富裕層優遇となることがないように、生涯保有限度額が設定されます。生涯保有限度額とは、「新しいNISA」で保有する上場株式等の簿価残高につき、生涯にわたり、「新しいNISA」の全体（つみたて投資枠と成長投資枠の合計）で1,800万円、成長投資枠はNISA制度全体の枠として1,200万円の上限を設けるものです。

簿価残高により限度額を判定するため、時価が値上がりしても売却・払出しをする必要はありません。また、保有する商品を売却すれば、その分だけ簿価残高は減少し、枠の再利用が可能となります。

## ▶▶ 投資対象の制約

2023年投資分までの現行NISAでは、一般NISAでは上場株式やETF、公募株式投信、上場REITなどであれば、銘柄の特性や商品性にかかわらず投資対象となっています。これに対し、つみたてNISAでは投資対象が長期投資に適し金融庁に届出がされた公募株式投信とETF

のみに限定されています。

2024年投資分からの新しいNISAでは、一般NISAを踏襲する成長投資枠においても、上場銘柄については整理・監理銘柄が除外され、公募株式投信やETFにおいても①信託期間が無期限または20年以上、②ヘッジ目的以外でデリバティブを用いない、③決算期間が1ヵ月以下でない、の3点の条件をいずれも満たす商品に限定されます。つみたて投資枠の対象商品は、つみたてNISAと同じです。

## ▶▶ 新しいNISAの利用手続き

現行NISAの利用者は特に手続きを行うことなく、新しいNISAを利用できるようになります。一般NISA・つみたて

NISAの利用者は2024年1月1日から、ジュニアNISAの利用者は18歳になった年の翌年1月1日から、各制度を利用していた金融機関において新しいNISAを利用できるようになります。

現行NISAを利用していない者が新しいNISAを利用するためには、2024年1月1日以後に「新しいNISA」の口座開設手続きを行うか、または、2023年12月31日までに現行NISAの口座開設手続きを行い「現行NISA」（一般NISA・つみたてNISA・ジュニアNISA）の口座を開設すれば自動的に「新しいNISA」も利用できるようになります。

## ▶▶ 現行NISAと新しいNISAの制度概要（2023年度税制改正後）

	現行NISA (2023年投資分まで)			新しいNISA (2024年投資分～)		
	ジュニアNISA	一般NISA	つみたてNISA	成長投資枠	つみたて投資枠	
対象年齢	18歳未満			18歳以上		
制度間の関係	一般NISAかつみたてNISAのいずれかを選択			成長投資枠とつみたて投資枠の両方を併用可能		
投資対象	上場株式、公募株式投信、上場REIT、ETF等の全般		金融庁に届出された長期投資に向く公募株式投信、ETFのみ	上場株式、公募株式投信、上場REIT、ETF等のうち一部銘柄を除外 <sup>(注)</sup>	金融庁に届出された長期投資に向く公募株式投信、ETFのみ	
投資手法	自由		積立投資のみ	自由	積立投資のみ	
制度実施期間 (投資可能な期間)	2023年末まで			無期限		
非課税保有期間	5年間 (18歳に達するまでの延長あり)	5年間	20年間	無期限		
非課税枠 (投資上限)	年間投資 限度額	80万円	120万円	40万円	240万円	120万円
		併用は不可			併用すれば合計360万円	
	年間投資限度額は売却しても復活しない					
生涯保有 限度額	生涯保有限度額の設定なし (現行NISAの保有額は生涯保有限度額の計算対象に含めない)			[新しいNISA] 全体で1,800万円		
				1,800万円の 内枠で 1,200万円	(1,800万円全額 つみたて投資枠 利用も可)	
簿価残高で計算 (売却したら復活する)						
払出し制限	あり			なし		

(注) 整理銘柄・監理銘柄および信託期間20年未満の投信、レバレッジ投信、毎月分配型投信については対象から除外されます。